

1. 国(政令第16条第1項)指定 定期報告対象建築物

用途	規模等 * 避難階のみを当該用途に供するものを除く
劇場、映画館、演芸場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの</li> <li>・当該用途の床面積(客席部分)が200㎡以上のもの</li> <li>・主階が1階にないもの</li> <li>・当該用途(100㎡超の部分)が地階にあるもの</li> </ul>
観覧場(屋外観覧は除く)、公会堂、集会場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの</li> <li>・当該用途の床面積(客席部分)が200㎡以上のもの</li> <li>・当該用途(100㎡超の部分)が地階にあるもの</li> </ul>
病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る)、ホテル、旅館、就寝用児童福祉施設等(※1)、共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る)、寄宿舎(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの</li> <li>・2階にある当該用途の床面積が300㎡以上のもの (病院、有床診療所については、2階の部分に患者の収容施設があるものに限る)</li> <li>・当該用途(100㎡超の部分)が地階にあるもの</li> </ul>
体育館、博物館、美術館、図書館、ポーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場(学校に付属しないものに限る)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの</li> <li>・当該用途の床面積が2,000㎡以上のもの</li> </ul>
百貨店、マーケット、展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店、物品販売業を営む店舗	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当該用途(100㎡超の部分)が3階以上の階にあるもの</li> <li>・2階にある当該用途の床面積が500㎡以上のもの</li> <li>・当該用途の床面積が3,000㎡以上のもの</li> <li>・当該用途(100㎡超の部分)が地階にあるもの</li> </ul>

※1 就寝用児童福祉施設等

- ・助産施設、乳児院、障害児入所施設・助産所・盲導犬訓練施設・救護施設、更生施設
- ・老人短期入所施設(小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む)
- ・その他これに類するもの(宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターは、「その他これに類するもの」に該当する)
- ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム・母子保健施設
- ・障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る)を行う事業所(利用者の就寝の用に供するものに限る)

2. 市(細則)指定 定期報告対象建築物

用途	規模等
劇場、映画館、演芸場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積の合計が300㎡超のもの</li> <li>・3階以上の床面積の合計が100㎡超のもの</li> <li>・地階の床面積の合計が100㎡超のもの</li> </ul>
観覧場(屋外に観覧席を設けるものを除く)、公会堂、集会場 (床面積が200㎡以上の室を有するものに限る)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積の合計が300㎡超のもの</li> <li>・3階以上の床面積の合計が100㎡超のもの</li> <li>・地階の床面積の合計が100㎡超のもの</li> </ul>
病院、診療所(患者の収容施設のあるものに限る)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積の合計が300㎡超のもの</li> <li>・3階以上の床面積の合計が100㎡超のもの</li> <li>・地階の床面積の合計が100㎡超のもの</li> </ul>
ホテル、旅館	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積の合計が500㎡超のもの</li> <li>・3階以上の床面積の合計が100㎡超のもの</li> <li>・地階の床面積の合計が100㎡超のもの</li> </ul>
政令第115条の3第1号に規定する児童福祉施設等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積の合計が500㎡超のもの</li> <li>・3階以上の床面積の合計が100㎡超のもの</li> <li>・地階の床面積の合計が100㎡超のもの</li> </ul>
学校、体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積の合計が2,000㎡超のもの</li> </ul>
百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積の合計が1000㎡超のもの</li> <li>・3階以上の床面積の合計が100㎡超のもの</li> <li>・地階の床面積の合計が100㎡超のもの</li> </ul>
キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、料理店、飲食店	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積の合計が500㎡超のもの</li> <li>・3階以上の床面積の合計が100㎡超のもの</li> <li>・地階の床面積の合計が100㎡超のもの</li> </ul>
遊技場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積の合計が1000㎡超のもの</li> <li>・3階以上の床面積の合計が100㎡超のもの</li> <li>・地階の床面積の合計が100㎡超のもの</li> </ul>
公衆浴場	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積の合計が500㎡超のもの</li> <li>・3階以上の床面積の合計が100㎡超のもの</li> <li>・地階の床面積の合計が100㎡超のもの</li> </ul>
百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、待合、料理店、飲食店、遊技場の2以上の用途に供する施設	<ul style="list-style-type: none"> <li>・床面積の合計が1,500㎡超のもの</li> </ul>

※政令第16条第1項に規定する建築物を除く